ものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業

宮崎県では、海外展開に取り組む県内企業に対する支援として、
海外販路開拓や拡大活動にかかる経費の**補助**及び**サポート事業**を行います。

1　申請者の要件

① 宮崎県内に本店又は主たる事業所を有し、自社製品を**自ら製造**する事業者であること
② 新規に海外販路開拓を行う取組、海外販路を拡大するための取組及び
その他海外ビジネス展開に資する取組を行う県内ものづくり企業であること
③ 食料品・飲料を製造する者**以外**の者であること
（その他の要件については募集要領を参照。）

応募期間：**令和７年５月８日（木）から 令和７年９月３０日（火）まで　※ 先着順**

県による審査

2　補助金の対象となる事業を実施

交付決定を受けた後に実施する海外販路開拓・拡大活動にかかる経費の一部を県が補助

対象経費の例
- 国際展示会や商談会等への出展
（出展料、通訳料、旅費、輸送費など）
- 海外市場調査
（海外企業信用調査費など）
- 輸出向け商品開発
（試作開発にかかる原材料費など）
- 海外向け販売促進ツール作成
（外国語版ホームページ作成費など）
- 越境ECサイト構築/ECモール出店
（出店料、登録料等）

補助率
２分の１以内
（上限50万円）

※　事業終了後の精算払。
※　原則、交付決定日以降に発注契約を行ったもので、事業期間終期のR8.3.19までに支払いまで全て完了した費用が対象。

3　サポート事業（海外取引等の経験豊富なコーディネーターが海外展開をサポート）

支援内容
- 商談会等への同行
- 販路開拓・拡大に関する相談
- 海外輸入卸業者等への営業活動
（海外バイヤーとの直接商談など）

県が委託した
コーディネーターの所属機関から
企業が希望する支援に合った
コーディネーターを選択可能

事業終了

令和８年３月１９日（木）までに補助事業を終了させ、実績報告書を提出

県が補助金額を確定した後、請求書を提出して、補助金の支払いを受ける**（精算払）**

【申請書提出先　及び　お問合せ先】
〒880-8501　宮崎市橘通東2-10-1　宮崎県庁8号館4階
宮崎県商工観光労働部　企業振興課　企業成長推進担当
Tel：0985-26-7114　Mail：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

【申請書等のダウンロードは県HPから】

日本のひなた 宮崎県